

決議 1784 (2007)

2007年10月31日、安全保障理事会第5774回会合で採択

安全保障理事会は、

スーダン情勢に関する全ての諸決議および議長諸声明を想起し、

特に、従前の、国際連合世界サミット成果文書の関連規定を再確認する、武力紛争下における民間人の保護に関する決議 1674 (2006)、武力紛争下における子どもに関する 2005年7月26日の決議 1612 (2006)、人道援助および国際連合要員の保護に関する決議 1502 (2003)、女性、平和および安全に関する決議 1325 (2000) を想起し、

スーダンの主権、統一、独立および領土保全、ならびに平和への目標に対する公約を再確認し、

当事者に対し、包括的和平合意の履行という未解決の公約に応ずるよう促し、とりわけ 2007年7月9日までに完全かつ検証された兵力の再配備の達成の遅延について留意しまたかかる再配備を促し、南北境界線の確定のさらなる進展の必要性およびアビエ紛争の決議の履行を促し、

開発援助を通じたものも含む、包括的和平合意プロセスを支援する国際社会の公約を想起し、援助者に対し、2005年のオスロ会議の誓約を含む、包括的和平合意の履行への支援を求め、

国民統一政府に対し、国勢調査実施のための必要な資源を分担する取り組みを含み、自由かつ公正な選挙の実施を準備するために全ての必要な措置をとることを促し、国際社会に対し、国勢調査も含めた選挙準備への、技術的および物質的援助を提供することをさらに促し、

国内避難民の、ハルツームから南部コルドファンおよび南部スーダンへの継続した組織的な帰還、および難民の、庇護国から南部スーダンへの継続した組織的な帰還を歓迎し、そのような帰還が持続的であることを確保するため、国際連合難民高等弁務官事務所および実施パートナーに対する必要な資源の提供を含む、努力の促進を奨励し、

包括的和平協定を支援する国際連合スーダンミッション (UNMIS) の活動を賞賛し、同ミッションを支援する兵力提供国による継続した公約を賞賛し、

アシュラフ・カジを UNMIS の事務総長特別代表としてまたアメエラ・ハクを人道調整特別副代表とする事務総長の任命を歓迎し、

UNMIS 要員および物資の移動に対してなされる制限および全ての障害、ならびにそのような制限および障害が UNMIS の職務権限を効果的に行うことおよび被害を受けた人々に達する人道的な共同体の能力にもたらす有害な影響に対する懸念を繰り返し、全ての当事者に対し、この点に関して、国際的な義務を遵守し、同様に地位協定に定められた国際的な義務を遵守することを求め、

ダルフルにおける UNMIS の努力、およびダルフルにおける平和維持にダルフル国連 AU 合同ミッション (UNAMID) が責任を担うことへの

UNMIS の促進を賞賛し、

ダルフルールにおける危機の解決および地域における持続的な平和と安定には、包括的和平合意(CPA)の履行の成功が[不可欠で]あることを認識し、全ての側によって行われる暴力行為を非難し、スーダンアフリカ連合ミッションのための国際連合軽量および重量支援パッケージの早期展開、UNAMID の完全な展開、および人道援助従事者の保護を呼びかけ、

スーダンに関する 2007 年 10 月 23 日付の事務総長報告書(S/2007/624)、および 2007 年 8 月 29 日付のスーダンにおける子どもおよび武力紛争に関する報告書(S/2007/520)、ならびに 2007 年 6 月のスーダンへのミッションに引き続き安全保障理事会の報告書に留意し、

スーダンにおける情勢は、国際の平和と安全に対する脅威を構成し続けることを決定し、

1 UNMIS の職務権限を、さらなる期間更新する意図を有しつつ、2008 年 4 月 30 日まで延長することを決定する。

2 事務総長に対し、UNMIS の職務権限の履行、CPA の履行に関する進歩、および停戦の尊重に関して、3 カ月毎に理事会に報告することを要請する。

3 包括的和平合意、ンジャメナ人道停戦合意、ダルフルール和平合意、および 2006 年 10 月の東部スーダン和平合意の全ての要素を完全かつ迅速に履行することの必要性を強調し、全ての当事者に対し、遅延なくこれらの合意に対する公約を尊重することを呼びかける。

4 包括的和平合意の履行を監視し報告する審査評価委員会の重大な役割を評価し、委員会の自立性の強化を呼びかけ、2008 年 1 月に委員会が中間報告書および勧告を作成することを期待する。

5 全ての当事者に対し、二つの側の実際の境界に関する最終合意にかかわらず、アビエ地域における UNMIS の完全かつ無制限の監視および検証に、ただちに合意することを呼びかける。

6 UNMIS に対し、とりわけユニティ、上ナイル、南コルドファン、アビエおよび青ナイル地域において、軍の再配置における進展を審査する職務権限に一致する努力を継続すること、ならびに当事者間の潜在的な紛争地域の緊張を減少させるように当事者を援助する能力を強化することを促し、当事者に対し、軍の再配置をただちに完了する努力を早めることを促す。

7 当事者に対し、争点である 1956 年 1 月 1 日の境界から軍を再配置させること、および暫定行政を履行すること、境界線に合意することを含む、アビエ地域の緊張を減少させるための手段を講じることを求め、ならびに、職務権限と合致し、CPA に基づき、軍が撤退させられる区域への UNMIS 要員の展開を含み、この点に関して当事者が講じる措置を監視することについて彼らを援助するために、UNMIS への支援を表明する。

8 UNMIS の職務権限は、合同監査団(JIU)構成に関して二国間の援助国と関連することを想起し、UNMIS に対し、合同防衛会議による支援計画

を提案することを要請し、援助国に対し、UNMISを通じて、可及的速やかにJIUの完全な設立を可能とするために支援を提供することをさらに促し、UNMISに対し、CPAの下での武装解除、動員解除および社会統合の計画の履行における、自発的な軍縮ならびに武器収集および破棄の努力において支援することをさらに促す。

9 UNMISに対し、その職務権限と一致し、関連する当事者と調整して、国家武装解除、動員解除および社会統合調整理事会ならびに南北DDR委員会への支援を増大させるよう促し、援助国に対し、合同国際連合DDR部局からの支援要請に応えるようにさらに促す。

10 UNMISの職務権限は、包括的和平合意により規定された選挙および国民投票の実施の準備を支援するために、指針および技術援助を提供することであることを想起し、UNMISに対し、国勢調査に対する技術的および兵站支援の支援を提供することを含み、国民統一政府および他の関連国際連合事務所と調整し、この点に関して努力を継続することを促す。

11 UNMISに対し、女性と市民社会の役割を強調しつつ、全ての側面における和解を支援し、UNDPおよび他の機関とともに活動することを呼びかける。

12 包括的和平合意および国際連合と国民統一政府により2007年3月28日にハルツームで署名されたコミュニケの当事者に対し、スーダンにおける全ての人道的活動を、支持し、保護し、促進することを求める。

13 AMISへの国際連合軽量および重量支援パッケージの展開を促進するUNMISの役割を想起し、国民統一政府および全ての他の当事者に対し、この展開およびUNAMIDの全ての部門の展開に完全に協力するよう求める。

14 国民統一政府に対し、国際連合の活動の職務権限の履行において、領域内における全ての国際連合の活動と完全に協力するよう求める。

15 事務総長に対し、UNMISが性的搾取および虐待に関する国際連合のゼロ・トレランス政策を完全に履行することを確保するための必要な措置を講じることならびに理事会へ報告を継続するよう要請し、兵力提供国に対し、展開前の啓発訓練、および要員が関与するそのような行動の場合の完全なアカウントビリティを確保するためのその他の行動を含む、適当な予防行動をとることを促す。

16 事務総長に対し、理事会への次回の3カ月報告書において、以下を含めることを要請する。

(a) 武装解除、動員解除および社会統合へ向けたCPAの下での計画履行の進展に対する評価、およびさらなる進展を達成するため、そのような進展を測定可能とする基準や、特に、履行の様々な段階におけるUNMISの役割を含む、戦略の主要な点を設定すること。

(b) CPAの履行において、当事者を支援する能力を強化するためにUNMISの職務権限の変更の必要性についての評価。

17 この問題について引き続き積極的に取り組むことを決定する。